

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 114 号

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

京都市職員安全衛生規則の一部を次のように改正する。

第18条第1項各号列記以外の部分中「保健所長」を「保健所に勤務する医師（以下「保健所医師」という。）」に改め、「の各号」を削り、同条第3項中「行わなければ」を「採らなければ」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項及び第3項中「保健所長」を「保健所医師」に改める。

第20条第1項各号列記以外の部分中「省令第46条各号に掲げる項目」を「直接撮影による胸部エックス線検査」に改め、同条第2項中「保健所長」を「保健所医師」に改め、同条第3項を削る。

第23条中「保健所長」を「保健所医師」に改める。

第31条中「保健所長」を「保健所医師」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)